

## 鳥取県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 健推会	倉吉市宮川町 155-18	認知症高齢者グループホーム「いわきの里」	倉吉市宮川町153-7	平成22年11月28日

### 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社アド バン	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	居宅介護支援事業所わかば	鳥取市若葉台北六丁目 1-9	平成24年9月24日

### 3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 健推会	倉吉市宮川町 155-18	認知症高齢者グループホーム「いわきの里」	倉吉市宮川町153-7	平成22年11月28日